

令和2年度食品・バイオ技術セミナーの開催について

HACCPの現状～食品製造業での導入や改善に向けて～

令和3年2月5日
京都府中小企業技術センター
担当: 応用技術課
電話: 075-315-8634

平成30年6月に食品衛生法が改正され、食品事業者には HACCP に沿った食品衛生管理が義務づけられ、令和2年6月に施行されました。施行から1年間の猶予期間が設定され令和3年6月から完全義務化が予定されています。そこで、京都府中小企業技術センターでは、食品製造業向けに「HACCP」についてのセミナーを実施します。食品製造事業者には、HACCP 導入や改善に活かしていただきたいと開催するものです。ご周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 1 日 時 令和3年3月9日(火) 13:30 ~ 16:30
- 2 開催方法 会場への来場およびWeb参加
(会場)
京都府産業支援センター 5階 研修室
〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 (七本松通五条下ル)
京都リサーチパーク東地区内
- 3 内 容 「食品扱い施設における HACCP 確立の基礎」
講 師 シーアンドエス株式会社 執行役員 津田^{つだ}訓^{くにのり}範 氏
- 4 対 象 主に食品製造に携わる方々
- 5 定 員 会場30名(先着順)、Web参加は応募状況により調整
- 6 受講料 無 料
- 7 締 切 定員に達し次第
※ 定員を超えた場合のみ、その旨ご本人に連絡します。
- 8 申込先 京都府中小企業技術センター 応用技術課 食品バイオ係
TEL: 075-315-8634 FAX: 075-315-9497 e-mail: ouyou@kptc.jp
当センターホームページからも申し込みできます。
<https://www.kptc.jp/seminor/210309syoku/>

